

関係各位

2023年7月11日  
一般社団法人健康食品産業協議会  
会長 橋本正史

## 機能性表示食品の届出資料の再検証のお願いについて

日頃より健康食品産業協議会（以下、当協議会）の活動にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
皆様ご承知の通り、機能性表示食品に係る表示について、景品表示法（以下、同法）に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）であると認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、消費者庁より改善措置命令（6月30日付）が発出されました。

同法に基づく優良誤認の改善措置命令は過去にも発生しておりますが<sup>※1</sup>、今回の措置命令においては、機能性表示食品として消費者庁に届出・公表されたものが、その機能性に係る科学的根拠に関する資料を含め、その表示に対する合理的な根拠として認められないとの判断がなされました。

消費者庁からは、関係団体宛に、「機能性表示食品に係る届出資料の再検証等について（依頼）」（令和5年7月3日付）が出されております<sup>別紙</sup>。機能性表示食品は、表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性に欠くと認められる場合には、その表示は景表法等に基づく虚偽誇大広告や食品表示法に基づく食品表示基準違反に当たる恐れがあります。当協議会では日ごろから分科会活動などを通じて、事業者がこうした優良誤認をまねかぬよう、種々の活動を行っているところですが、事業者各位におかれましては、今回の措置命令を厳粛に受け止め、科学的根拠に基づいた適正な広告を作成するとともに、届出した機能性表示食品について、安全性や機能性に関する科学的根拠について、改めて再検証を行うよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、機能性表示食品の届出ガイドライン（令和4年4月1日付消安表第136号：課長通知）の一部改正案のパブコメが、消費者庁よりまもなく発出されます。この一部改正案にはシステムティックレビューの「PRISMA声明（2020年）」への準拠について盛り込まれていますので、関係各位におかれましてはご確認の程よろしくお願いいたします。

産業界の健全な発展と社会の健康増進を目指し、各事業者が見識ある行動を継続できるよう、当協議会では対策を講じてまいります。関係各位におかれましては、当協議会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

※1

景品表示法に基づく優良誤認の改善措置命令の出された過去事例：「葛の花由来イソフラボンを機能性  
関与成分とする機能性表示食品の販売事業者 16 社に対する景品表示法に基づく措置命令」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_171107\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_171107_0001.pdf)

消食表第 358 号  
消表対第 758 号  
令和 5 年 7 月 3 日

関係団体各位

消費者庁食品表示企画課長  
( 公 印 省 略 )  
消費者庁表示対策課長  
( 公 印 省 略 )

機能性表示食品に係る届出資料の再検証等について (依頼)

食品表示法 (平成 25 年法律第 70 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 2 条第 1 項第 10 号に規定されている機能性表示食品は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関連事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うものとして、消費者庁長官に届け出られたものである。

今般、不当景品類及び不当表示防止法 (昭和 37 年法律第 134 号。以下「景表法」という。) に基づく措置命令において、機能性表示食品として消費者庁に届出・公表された食品について、その機能性に係る科学的根拠に関する資料も含め、その表示に対応する合理的な根拠として認められないとの判断がなされた。

事業者団体においては、機能性表示食品は、特定保健用食品と異なり、表示される機能について国が個別に許可しているものではなく、表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠くと認められる場合には、その表示は景表法等に基づく虚偽誇大表示や食品表示法に基づく食品表示基準違反に当たるおそれがあることを改めて御認識の上、会員企業等に対して、下記事項について周知するとともに、これまで以上に自主的な取組の推進をお願いしたい。

記

1. 届出した食品の安全性や機能性に関する科学的根拠を改めて再検証すること。
2. 届出資料の作成・提出においては、最新の「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン (平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号)」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集 (平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号)」並びに「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制 (事後チェック) の透明性の確保等に関する指針 (令和 2 年 3 月 24 日付け消表対第 518 号・消食表第 81 号)」等に基づき、適切に行うこと。